

平成 23 年度当初予算編成方針

(県財政の状況)

本県の財政状況は、今年度については、県税収入は当初見込額を確保できる見通しであるものの、最近の急激な円高の進行を懸念する声もあり、予断を許さない状況であることから、予算の執行段階における工夫などにより、収支均衡を図るとともに、県内の経済・雇用情勢や国の動向を注視しながら、必要な対策を講じていく。

来年度の財政見通しについては、歳入面では、県税収入は景気の先行きが不透明であり大幅な増加が見込めないこと。また、地方財政対策や一括交付金など国の予算・制度の動向を見極める必要があることなどから、様々な県政課題に十分対応するための財源確保は容易ならざる状況にある。一方、歳出面では、社会保障関係費の自然増や公債費が依然として高い水準にあり、義務的経費が政策的経費を圧迫する硬直的な構造が続くことから、財政状況は不透明さを抱えながら引き続き厳しいものと見込まれる。

なお、様々な前提条件の下での試算によると 74 億円の財源不足が生じる見込みとなっている。

(基本姿勢)

平成 23 年度当初予算の編成に当たっては、上記の厳しい財政状況を職員共通の認識として財政の健全化に努めるとともに、新しい課題・難しい課題への挑戦、現場の重視、県民との情報共有、県民参加と協働の推進を基本として、組織・職員が一丸となって県政課題に取り組むこととする。

1 施策展開の方向性

県民の「確かな暮らし」を守るため、県内経済の早期回復・安定を目指して、引き続き経済・雇用対策に全庁挙げて取り組むとともに、中期総合計画との整合を踏まえながら、次の 4 点について重点的に施策を展開していくこととする。

- (1) 「教育・子育て先進県の実現」
- (2) 「産業力、地域力の強化」
- (3) 「暮らしの安心確保」
- (4) 「県民主役の自立した県政の実現」

2 予算編成の基本理念

施策展開の方向性を踏まえながら、次の事項を基本に予算を編成する。

(1) 「選択と集中」の徹底による財源の重点配分

各部局においては、厳しい財政状況を認識し、自らの判断と責任において、時代の変化や県民ニーズを的確に把握した上で、限られた財源の中で優先順位の明確化により事業を厳選し、メリハリのある予算となるよう徹底する。

政策評価等の結果や予算執行に係る監査委員及び県議会の指摘事項も踏まえ、必要性・緊急性等を十分検討し、義務的経費も含め既存事業について大胆な発想で見直しを行う。

新規事業の実施や既存事業の充実など歳出増を伴う場合は、将来的な経費や事業の実施態勢を考慮し、原則として他の経費の節減や新たな財源の確保により対応する。

的確な評価等を行うため、義務的経費を除く事業の目的及び実施期間を明らかにする。

(2) 平成 23 年度当初予算編成における財政健全化のための方針

次のとおり、フローとストックの両面での管理を通じて、将来負担を先送りしない健全な財政運営に努める。

県債

当初予算における県債発行額は、前年度当初予算額の範囲内とする。なお、国の地方財政対策の動向を注視しつつ対応するとともに、県債残高については、地方の財源不足を過度に臨時財政対策債等の起債に依存しないような制度の確立を国に対して強く求めつつ、中長期的な視点で、その縮減を図る。

実質公債費比率及び将来負担比率

県債発行の抑制を図るとともに、国の公的資金繰上償還制度の活用により金利負担の軽減に努める。また、県債のみならず、県が将来の負担を保証している財政援助団体等の借入金など県全体の債務残高を減らすことに努め、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める実質公債費比率及び将来負担比率の改善を目指す。

(3) 部局間、現地機関の連携による総合的な施策の展開

事業の構築に当たっては、部局間の連携の下、より効率的・効果的な施策展開を図るとともに、日ごろ県民や地域と接している現地機関の提案や要望を十分事業に反映させることにより、より地域の実情に合った施策となるよう心がける。

(4) 県民・市町村等の意見の反映と説明責任の遂行

予算編成に関する情報を、適時、県民や市町村、関係団体等と共有し、その要望や意見を予算に反映させるとともに、編成過程を明らかにするなど、より分かりやすい広報に努め、説明責任を果たす。

3 予算編成における具体的取組

次の事項に留意しながら、適正額を見積もる。

(1) 歳入に関する事項

県税については、税制改正や景気、課税客体等の動向を的確に把握するとともに、収入歩合の向上に努める。

国庫支出金については、一括交付金をはじめとする国の制度改正や予算編成の動向等を注視するとともに、国庫を活用する場合にも県の負担があることを十分勘案して計上する。また、超過負担が生じているものについては、実態を十分に把握した上で、国に是正を働きかけるなど、その解消に努める。

県債については、世代間負担の公平を図るため、社会資本整備等に充てる地方債（通常債）について、県民生活に身近な事業に厳選して活用する一方で、「可能な限り子どもたちの世代に付けを回さない」という観点から、その残高を減少させるため、当初予算における発行額を前年度当初予算額の範囲内とする。ただし、年度中途における災害や経済対策への対応など、やむを得ない事情による場合は、その緊急性、必要性により適時・適切に対応する。

その他、受益者負担の適正化の観点からの使用料・手数料の見直し、未利用県有地の売却等県有財産の有効活用、ネーミングライツや広告収入など新たな財源の確保、貸付金等の債権管理の適正化と未収金の解消などにより歳入の確保に努める。

(2) 歳出に関する事項

業務改善や環境への配慮などによる取組を通じて、事務的経費の徹底した削減を図るとともに、アウトソーシングの推進や組織のスリム化・適正な定員管理など、簡素・効率的な行財政運営に努める。

各経費の見積りに当たっては、繰越しが常態化していないか、あるいは、予算執行が年度末など特定の時期に集中していないかなど、毎年度の執行状況を的確に把握し、事業効果が適切な時期に発現するよう、予算執行の年間計画を予め定めるなど工夫する。

社会インフラ（庁舎、学校、病院、福祉施設や道路、橋梁などの県有施設等）については、

- ・県として保有・運営すべきかどうかなど施設のあり方を根本から検討し方向性を踏まえた上で、維持管理経費等の適正化を図る。
- ・資産の有効活用とトータルコスト節減の観点から、既存施設等の耐震化・長寿命化を計画的に行うなど、「造る」ことから「直す」ことへの重点化を図る。
- ・当面、新規の施設建設は行わないことを原則とする。なお、既存施設の統廃合を行うなど特別な事情により建設する場合においては、当該施設に係る人件費や維持管理経費などの将来負担を十分考慮のうえ、所要額を精査する。

国の外郭団体や県の財政援助団体等への補助負担金等については、団体の財務状況など必要性を十分検証し、当該団体の経営改善に向けた計画的な取組を促すとともに、理解を得ながら必要な見直しを行う。また、派遣職員に係る人件費の適正な計上に努める。

国の補正予算により措置された基金事業については、事業実施期間を考慮し、市町村等と連携しながら、事業目的が果たせるよう積極的に活用する。なお、後年度の財政負担に留意するとともに、より地域の実情に合った取組ができるよう国に対し制度の改善を求める。

(3) その他特に留意すべき事項

特別会計については、事業目的を踏まえつつ、一般会計と同様に必要性、緊急性等を十分検討し、効率的な運営に努めることにより、一般会計からの繰出金の節減を図る。

債務負担行為については、その必要性、妥当性や設定内容が適切かどうかなどを十分精査し、最小限のものとする。このうち、県の財政援助団体等に対する債務保証及び損失補償については、将来の県民負担につながらないよう特に留意する。

事業の統廃合や既存制度の活用など部局横断的な観点で事業を再構築し、効率化を図る。

国・市町村等との役割分担を踏まえ、県が行う必要性などを十分検討し、より効果的な施策展開を図る。

国の制度変更等について、市町村と情報を共有するとともに、経費負担の変更を伴うものについては、市町村と十分な調整を行うなど適切な対応に努める。

4 予算要求方法

(1) 要求基準

上記「1」から「3」を踏まえ、持続可能な財政構造の構築に向けて、中長期的な財政負担も十分考慮しながら、平成21年度決算状況や平成22年度予算の執行見通し等を踏まえ年間所要額を見積もることとし、別紙「平成23年度当初予算要求基準」により要求することとする。

(2) 見直しインセンティブの導入

予算要求における見直しと予算執行の工夫及び節減を促進するため、制度の見直し等により新たに増収又は歳出削減が見込まれる場合、その財政効果額（純一般財源）の2分の1に相当する額を上限に、要求限度額に上乗せして要求することができる。

(3) 国の動向等の把握

国の予算や制度、地方財政対策等が未確定な段階にあることから、これらの動向を見極めつつ、適切な対応を行う。

5 予算編成日程

概ね次の予定による。

なお、効率的に予算編成が行われるよう、円滑な意思疎通の下、計画的に取り組むとともに、時間外勤務の縮減に努める。

・ 予算見積書提出期限	(別途通知する日)
・ 要求概要の公表	12月中
・ 知事査定	1月下旬～2月上旬
・ 当初予算案決定・公表	2月上旬

(別紙)

平成 23 年度当初予算要求基準

区 分	予算要求の考え方
義務費	
人件費	・ 行財政改革プランによる取組を織り込むとともに、毎年度の執行状況を踏まえ精査のうえ所要額を要求
扶助費	・ 法令によるものについては、年間経費を的確に見込み所要額を要求 ・ 県単独の施策については、県の果たすべき役割や後年度負担等について検討し、制度を見直したうえで必要最小限の額を要求
公債費	・ 県債発行方法の工夫等を図りながら所要額を要求
準義務費	・ 法令によるものについては、年間経費を的確に見込み所要額を要求 ・ 県単独の施策については、県の果たすべき役割や後年度負担等について検討し、制度を見直したうえで必要最小限の額を要求
投資的経費中	
補助公共事業費	・ 国の動向を注視しながら、適正額を要求
県単独公共事業費	・ 公共事業評価を踏まえたうえで事業箇所を厳選し、平成 22 年度 9 月現計予算額の 90%の範囲内で要求
国直轄事業負担金	・ 国の動向を注視しながら、適正額を要求
災害復旧費	・ 過去の実績等を勘案し、所要額を要求
通常事業費	
経常事務費	・ 組織再編や価格の変化、経費の節減及び執行状況等を考慮のうえ財政課が示す標準額の範囲内で要求
その他の政策的経費	・ 県の果たすべき役割や事業効果・緊急性等を精査し、平成 22 年度 9 月現計予算額（以下のものを除く。）の 90%の範囲内で要求 ・ 臨時経費（単年度事業など終期のあるものに限る。）については、平成 23 年度に実施する必要性・緊急性等のある事業に限定し、必要最小限の額を要求 ・ 特別な事情により上記の対応が困難な経費については、「基本理念」及び「具体的取組」を十分踏まえ精査のうえ要求

要求の上限は、一般財源（県債を含む。）計上額とする。

平成23年度一般会計財政見通し (平成22年10月仮試算)

試算の考え方

- (歳入) 一般財源(県税・地方交付税等)は、平成22年度見込額と同額と見込む。
臨時財政対策債は「平成23年度地方財政収支の8月仮試算(総務省)」により平成22年度の2.8%とし、その他の県債は平成22年度当初予算額を上回らない額を見込む。
- (歳出) 人件費、公債費は所要額、その他の経費は社会保障関係費の増額や国補正基金活用事業の実施期間等を考慮。
- 現時点での機械的試算であり、今後の税収や国の地方財政対策の動向等により変動する場合がある。

単位:億円

歳 出		歳 入	
8,627 5,758		8,553 5,684	
削減が困難な経費	義務費 4,146 3,656 (人件費,公債費,扶助費)	県税・地方交付税等 4,766 4,766	
	義務的な経費 2,458 1,583 (税市町村交付金、社会保障関係費、 中小企業融資制度資金、災害復旧費 など)	県債 1,409 820 (臨時財政対策債 820 ・その他県債 589)	
	国補正基金活用事業費 223 2	その他歳入 2,378 98 (国庫支出金、使用料・手数料、諸収入 など)	
裁量的経費	その他行政費 1,800 517 (公共事業費、施設運営費、事業補助金、 選挙等臨時経費 など)	収支不足 74 74 +	
は純一般財源			

予算編成の過程において、
事業見直しや歳入確保により対応

- ・円高の長期化など景気の不安要因
 - ・地方財政対策の内容が未確定
- 収支不足が更に拡大するおそれ